

平成27年（行ウ）第37号 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

平成29年（行ウ）第18号 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

平成30年（行ウ）第29号 「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等事件

判決要旨

【主文の要旨】

裁判所は、以下のとおり、本件訴訟における原告らの主位的請求（被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消しと同交付処分の義務付け）について、原告ら全員の請求を認容する判決をした（なお、主位的請求を全部認容したため、予備的請求である、第一種健康診断受診者証交付申請却下処分の取消しと同交付処分の義務付けについては、判断していない。）。

- 1 広島市長が、原告番号市1から57までの各原告の被爆者健康手帳交付申請に対しても、各被爆者健康手帳交付申請却下処分をいずれも取り消す。
- 2 広島市長は、前項記載の各原告に対し、被爆者健康手帳の各交付をせよ。
- 3 広島県知事が、原告番号県1から31までの被爆者健康手帳交付申請に対しても、各被爆者健康手帳交付申請却下処分をいずれも取り消す。
- 4 広島県知事は、前項記載の各原告に対し、被爆者健康手帳の各交付をせよ。

【事案の概要】

本件は、原告らが、広島市に原爆が投下された後に降った、いわゆる「黒い雨」に遭ったことを理由に、被爆者援護法1条3号にいう「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当すると主張し、①被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消し及び同交付処分の義務付けの請求（主位的請求、第一次的な請求）、②第一種健康診断受診者証交付申請却下処分の取消し及び同交付処分の義務付けの請

求（予備的請求、第二次的な請求）をした事案である。

原告らのうち、本件訴訟の口頭弁論終結前に死亡した者については、その承継人が、本件訴訟における死者の地位を承継したと主張して、訴訟承継の申立てをした。

【理由の要旨】

1 承継人らによる訴訟承継が認められるか

【言葉の文法】

(判決書266頁以下)

(1) これまでの行政手続における実例等に照らし、被爆者健康手帳の交付处分の効力が交付申請日に遡るという取扱いは、既に確立した行政実務になっている。平成29年12月18日に最高裁が言い渡した判決も、そうした理解を前提にしていると考えられる。原爆に被爆したという事実は、被爆者健康手帳の交付の有無によって左右されるものではなく、諸手当の受給権等との関係で被爆者健康手帳の交付の法的効果を申請日に遡って生じさせることは、国家補償的配慮のもとに、原爆による特殊の被害の救済を図ろうとする被爆者援護法の制定趣旨に適合する。

したがって、広く被爆者援護法が規定する諸手当の受給権等との関係で、被爆者健康手帳の交付の法的効果は交付申請日に遡って生じると解するのが相当である。

(2) 被爆者健康手帳の申請者が被爆者健康手帳の交付を受けるまでの間に被爆者一般疾病医療機関等から医療を受けた場合には、申請者は交付申請日以降に受けた医療に係る一般疾病医療費を受給することができる。この一般疾病医療費の受給権は、申請者の一身に専属する権利ではなく、相続の対象となる。

(3) 葬祭料の受給権についても、死後であっても当初の交付申請に基づき被爆者健康手帳の交付がされた場合には、申請者は、当該交付申請日に遡って、将来死亡した場合には葬祭を行う者に対して葬祭料が支給されるという法的地位を取得していたことになるから、葬祭を行う者は、葬祭料の支給が認

められないという法律状態を生じさせている行政処分の効力を排除するために、被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消訴訟を承継する。

- (4) したがって、本件訴えのうち、被爆者健康手帳交付申請却下処分の取消しと、同交付処分の義務付けを求める部分については、原告らの死亡により当然に訴訟は終了せず、承継人らが訴訟を承継する。

2 「黒い雨」体験者である原告らが、被爆者援護法1条3号にいう「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか（総論）

(1) 被爆者援護法1条3号の解釈

(判決書272頁以下)

被爆者援護法は、原爆投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が、他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることに着目して、国家補償的配慮等に基づき被爆者援護のための諸制度を規定している。直接被爆者・入市被爆者のみならず、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に対しても、被爆者健康手帳を交付して援護を受けられるようにしたのは、そのような者について原爆の放射線により他の戦争被害とは異なる特殊の被害である健康被害を生ずる可能性があることを考慮したからである。また、被爆者援護法が、国が被爆者に対して健康診断等を行うことを規定しているのも、健康被害を生ずるおそれがあるために不安を抱く被爆者に対して、広く健康診断等を実施することが、被爆者援護法の趣旨ないし理念に適合するからである。

したがって、被爆者援護法1条3号にいう「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」とは、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったことをいうと解するのが相当である。

(2) 「黒い雨」降雨域についての検討

ア 宇田雨域について

(判決書 288 頁)

宇田論文の調査は、被爆直後の混乱期に限られた人手によって個別に住民から聞き取り等を行うという手法に基づいて実施されたものである。したがって、調査範囲や収集できたデータには限界があり、特に宇田雨域の外縁部については非常に乏しい資料しか入手できていない。宇田雨域は、こうした限られた調査結果をもとに、「黒い雨」降雨域を視覚的に明らかにするために、一応の目安を示す趣旨から概略的な線引きをしたものであって、他の資料と整合しない箇所も複数指摘できる。宇田雨域を主要な根拠として、宇田雨域以外の区域では「黒い雨」が降らなかったとか、宇田雨域以外の区域に「黒い雨」が降ったというためには新規の調査結果による相当の科学的知見に基づく必要があるなどということはできない。

したがって、宇田雨域については、少なくとも宇田雨域内では「黒い雨」が降ったであろうとの推論の根拠とする限度で斟酌することができるというべきである。

イ 増田雨域について

(判決書 292 頁以下)

増田雨域は、他の調査結果に比べて相対的にみて豊富な資料に基づいており、関係資料との整合性もある。被告らの指摘にかかわらず、増田雨域の信用性を大きく損なうべき事情も認められない。

したがって、増田雨域は、「黒い雨」降雨域を推知する際の有力な資料の一つとして位置付けられるべきである。

ウ 大瀧雨域について

(判決書 295 頁以下)

大瀧雨域は、その基となった調査について、調査時まで相当長期間が経過していることやデータ数の不十分さ等の限界を指摘できるものの、そのことを踏まえつつ、「黒い雨」降雨域を推知するに際して相応に斟酌する

ことができるというべきである。

二 まとめ

(判決書 297 頁以下)

まず、「黒い雨」降雨域は宇田雨域にとどまるものでなく、より広範囲に「黒い雨」が降った事実を確実に認めることができる。そして、「黒い雨」降雨域を推定する研究結果としては、これまで宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域が公表されているところ、いずれも、基本的には、「黒い雨」体験者から得た降雨体験に関する供述等を基に、これを地図上に落とし込んでおおよその降雨域を推定するという手法に拠っているが、こうした手法の限界として、外縁部について、偶々その付近で降雨体験に関する供述等が得られたか否かによって(聞き取り調査等の対象から偶々こぼれ落ちた場合もあったであろうし、被爆後相当年数が経った後に調査が実施されたため、その間に外縁部付近にいた「黒い雨」体験者が死亡した場合もあったと考えられる。また、「黒い雨」体験を語ることで、社会生活上のいわれのない差別を受けるのではないかという恐れ等から、あえて聞き取り調査等に応じなかった者が一定数いたであろうとも推測できる。), 線引きの在り方が大きく異なるという不確実さが伴っていることを指摘できるのであって、これらの研究結果から、直ちに「黒い雨」降雨域の全体像を明らかにすることは困難といわざるを得ない。

本訴において原告らが「黒い雨」に遭ったかを認定するに当たっては、宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域のいずれかに単純に依拠することなく、原告らが被爆当時又はその後に所在した場所を確定し、当該場所と宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域の位置関係を手がかりに、原告らがその当時所在した場所に「黒い雨」が降った蓋然性について検討の上、こうした蓋然性の有無及び程度を踏まえつつ、原告らの「黒い雨」に遭ったという供述等の内容が合理的であるかを吟味し、他に供述等の信用性を阻害すべき具体的な事情がないかを検討した上で、個々の原告らが「黒い雨」に遭ったかを判断するのが相当である。そして、宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域の

位置関係を手がかりに、「黒い雨」に遭ったと供述する者が所在した場所に「黒い雨」が降った蓋然性を検討するに際しては、①宇田雨域については、少なくとも同雨域内で「黒い雨」が降ったであろうとの推論の限りにとどめるべきであり、宇田雨域以外の区域で「黒い雨」が降らなかつたとの前提を立てるべきでないこと、②増田雨域については、他の同種の調査結果に比べて相対的に豊富な資料に基づいており、関係資料との整合性も首肯できることから、有力な資料として位置付けることができ、増田雨域に「黒い雨」が降ったことにつき相当程度の蓋然性を首肯できること、③大瀧雨域についても、その基となった調査に限界があるものの、これを相応に斟酌すべきであること、④以上の各雨域に含まれない地域についても、その故に、直ちに「黒い雨」が降った事実を否定すべきではなく、各雨域の外周線から若干外れた地域に所在した者についても、そうした事情を斟酌しつつ、当該供述等の信用性を慎重に吟味すべきことに留意すべきである。

(3) 原爆投下後に降った「黒い雨」と、被爆者援護法 1 条 3 号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の認定の関係について

ア (判決書 282 頁以下)

「黒い雨」には放射性微粒子が含まれていたと認められる。もっとも、「黒い雨」降雨域の全域で放射性微粒子が降下したとはいえないから、被爆の際又はその後において「黒い雨」降雨域に所在したというのみで、「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」、すなわち、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったということはできない。しかしながら、「黒い雨」降雨域に降った「黒い雨」には原爆に由来する放射性微粒子が含まれており、こうした「黒い雨」によって健康被害を生ずる可能性があることは十分首肯され、原爆医療法や被爆者援護法も、そのような考えを前提に、「黒い雨」に遭ったことを 3 号被爆者の認定根拠の一つとしてきたということができる。

イ (判決書 299 頁以下)

「黒い雨」が人に健康被害をもたらす過程として、放射性微粒子を含む「黒い雨」を直接浴びたり、「黒い雨」が付着した物に接するなどの外部被曝に加え、放射性微粒子を含む「黒い雨」が混入した井戸水等を飲用したり、「黒い雨」が付着した食物を摂取するなどの内部被曝を想定できる。

「黒い雨」に遭った者について放射性微粒子から受けるおそれのある健康被害の程度を評価するに当たっては、降雨の状況等、その者の降雨前後の行動及び活動内容並びに降雨後に生じた症状等を踏まえ、放射性微粒子を体内に取り込んだことによる内部被曝の可能性がないかという観点を加味して検討する必要がある。また、そのような検討に際しては、内部被曝による身体への影響には外部被曝と異なる特徴があり得るという知見が存することを念頭に置く必要がある。

ウ (判決書 303 頁以下)

原爆医療法ないし被爆者援護法では、昭和49年に発出されたいわゆる402号通達により、健康診断特例措置の対象となった者が一定の疾病を発症した場合には、3号被爆者として被爆者健康手帳の交付を受けることができるようになった。その趣旨は、健康診断特例区域に指定された地域に所在したというだけでは原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性があったと認められない（3号被爆者として認定するには足りない。）が、これに加えて、造血機能障害、肝臓機能障害等の原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患したという結果が発生すれば、類型的にみて、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある、すなわち被爆者援護法1条3号（原爆医療法2条3号）の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するというものと考えられる。法律上の根拠に基づくことなく、単なる行政における事実上の対応として、ある者を被爆者援護法（原爆医療法）所定の被爆者と認定し、被爆者健康手帳を交付して被爆者に認められる各種手当等の支給等を行うことは、法律による行政の原理の下では許されない。402号通達に基づく

特例措置は、確固たる制度として長年にわたり整備、拡充が続けられてきたものであって、その間、法令上の根拠等に係る疑義が指摘されるなどしたことはなかった。それは、402号通達に基づく特例措置が、被爆者援護法1条3号（原爆医療法2条3号）の認定の在り方に整合し、その合理性を肯定できたからである。

すなわち、宇田強雨域内に所在したことに加え、造血機能障害、肝臓機能障害等の原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患したという結果の発生があれば、類型的にみて、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある、すなわち「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」ということができる。これまで「黒い雨」が降った残留放射能濃厚地区が被爆地域等に指定され、その際に各地域に降った「黒い雨」中の放射性微粒子の有無や構成、放射線量等が具体的に問われることはなかったのであり、現時点において、そのような被爆者の援護に関する諸立法における認識を改めるべき具体的な根拠が生じたわけでもないのに、本件訴訟においてのみ、個々に降った「黒い雨」中の放射性微粒子の有無や構成、放射線量等の如何を特定することが困難であることを殊更重視するのは相当でない。また、先に述べたような3号被爆者の認定の在り方（枠組み）については、内部被曝に関する知見からもその合理性を説明することができる。

したがって、「黒い雨」体験者について被爆者援護法1条3号の被爆者に該当するかを判断するに当たっては、402号通達による特例措置に基づく取扱いが確固とした制度として長年行われてきたという経緯を踏まえた上で、その者について、「黒い雨」の曝露に関し、宇田強雨域に含まれる第一種健康診断特例区域に所在したとの事実と同程度の事情が認められるかを検討し、これが肯定される場合には、進んで、健康管理手当支給の対象となる障害、すなわち、原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患したという結果発生が認められるかを判断し、これを要件として、原爆の放射線により健康被害を生ずる可能性がある事情の下にあったとして、被爆者援護法1条3号に該当すると認めるのが相当である。

エ (判決書 313 頁)

内部被曝による身体への影響には外部被曝と異なる特徴があり得るという知見が存すること、宇田強雨域か否かで住民の健康状態に有意な差があることを示す調査報告は存しないことなどからすれば、前記ウのような枠組みによる 3 号被爆者の認定に関する限り、「黒い雨」の降雨継続時間の長短によって取扱いを異にするべき十分な合理性があるとはいえない。

オ (判決書 313 頁以下)

以上によれば、第一種健康診断特例区域外であっても、原爆が投下された際及びその後において、「黒い雨」を直接浴びるなどしたり、「黒い雨」降雨域で生活したりして、「黒い雨」に曝露した者は、健康管理手当の支給対象となる 11 種類の障害を伴う疾病に罹患したことなどを要件として、被爆者援護法 1 条 3 号に該当すると解するのが相当である。

3 原告らは、被爆者援護法 1 条 3 号にいう「原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか（各論）

「黒い雨」が降ったという原告らの法廷における供述は、被告ら代理人の反対尋問を経ても、その核心部分を信用できないとする事情は窺われず、法廷で供述していない原告らについても、同旨の陳述書等の内容に不自然不合理な点はないことなどからすれば、原告らは、いずれも「黒い雨」に曝露したと認められる。

そして、原告らが提出した診断書やその他の関係証拠及び弁論の全趣旨から、原告らは、いずれも造血機能障害、肝臓機能障害等の健康管理手当の支給対象となる障害、すなわち原爆の影響との関連が想定される障害を伴う疾病に罹患したことが認められる。

したがって、原告らは、いずれも被爆者援護法 1 条 3 号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当すると認められる。

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 高島 義行
裁判官 久保田 寛也
裁判官 塚本 友樹

(令和2年7月29日判決言渡し)